

介護事業所におけるコロナ問題Q & A

今回は、介護事業所におけるコロナ問題について、Q A形式で取り上げました。



ご家族への面会対応について

Q. 緊急事態宣言が解除され、頻繁にご家族からご利用者との面会希望を受けています。そこで、これまでご利用者の看取り時や体調急変時などに制限していた利用者や家族との面会について、面会制限を緩和しようと考えています。もっとも、面会によってご利用者がコロナに感染したり、施設内でコロナ感染が拡大してしまったような場合、施設側が法的な責任を負わないか、とても心配です。どのように考えれば良いでしょうか。

A. ワクチンの普及がいつとなるかは具体的な時期も見えず、介護事業者としては、引き続きご利用者の安全のため、コロナ感染防止のための体制維持は不可欠となっています。

もっとも、面会制限の長期化は、施設に対するご利用者やご家族の不満不信を強く招く面もあり、介護事業者としては対処が悩ましい問題かと思えます。

法的な視点からは、介護施設における家族等の面会について、厚生労働省老健局の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」、全国老施協発令和2年5月29日発第276号通知内容などを参考に、安全配慮義務の履行のため、右記のような対処での緩和が考えられます。

また、万一のコロナ感染時の法的責任追及に備えて、加入中の賠償保険について、ご利用者がコロナに罹った場合に適正な保険金が支払われるかを必ず確認しましょう。

面会者の条件

- ①過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと
- ②新型コロナウイルス感染症に感染していないこと（過去に感染し回復した場合には、施設職員等へご相談いただくこと）
- ③過去2週間内に発熱がないこと
- ④検温により平温より高くなっていないなど健康状態に問題がないこと
- ⑤面会人数を最小限とすること

面会方法

- ①なるべく居室での面会を避け、密閉されていない別室を設けるようにすること
- ②マスク着用を必須とする
- ③施設入所時及び面会後の手指消毒を必須とすること
- ④あらかじめ施設で定めた短時間内とすること
- ⑤手を握ることは事前及び事後に手指消毒を着実に行えば差し支えないが、抱擁は避けること
- ⑥面会者が自身の涙や鼻水を触らないよう注意すること。また、面会者が利用者の涙や鼻水を拭う等しないよう注意すること

面会者には、上記を内容とする面会申込書を取り付けた上で、必ず検温の上で面会を実施してもらうことです。

これらの説明を行わず、結果として施設内でご利用者のコロナ感染が拡大すれば、法的責任を追及される可能性が生じます。なお、改めて緊急事態宣言などの発令があった場合は、すぐに面会を中止できるようにすることが必要となるでしょう。



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

〔東京弁護士会所属〕

〔代表〕 谷 靖介（東京弁護士会登録）

〔事務所所在地〕

東京都（日本橋）

千葉県（市川・船橋・津田沼・千葉・成田）

茨城県（鹿島）

(書式例) 面会申込書

面会申込書

社会福祉法人●●●●
特別養護老人施設●●● 御中

私は貴施設入居中の家族との面会にあたって下記を約束します。

1 健康チェック

下記の身体状態にないことを約束します。

- ・発熱 ・過去 2 週間以内の熱 ・だるさ、気持ち悪さ・吐き気
 - ・過去 1 週間以内の嘔吐 ・のどの痛み ・下痢
 - ・くしゃみ、鼻水 ・目が赤い、結膜炎 ・1か月以内に始まった咳
 - ・1か月以内に始まった匂いにくさ ・1か月以内に始まった味の感じにくさ
- また、同居している家族にも発熱はありません。

2 約束事項

- 面会中はマスクを必ず着用します
- 面会前後に必ず手指消毒をします
- あらかじめ施設で定めた短時間で面会をします
- 手を握る際は事前及び事後に手指消毒を着実にを行います
- 入居中の家族と抱擁は行いません
- 面会中、自身の涙や鼻水を触りません。また、私が入居中の家族の涙や鼻水を拭う等はしません。

3 検温結果

() 度 () 時 () 分計測)

年 月 日

氏名 _____

Legal Care News

リーガルケアニュース

感染防止意識の低い従業員への対応について

Q. 職員が、休日にいわゆる三密行動、コロナ感染リスクの非常に高い過ごし方をすることがわかりました。多人数でマスクもせずにカラオケをしたり、ライブハウスでのライブ鑑賞のようです。事業所としてはご利用者がコロナに感染しないよう、細心の注意を払って運営をしているのですが、このようなコロナ感染防止の意識が低い職員にとっても困っています。事業所として、どのようにすれば良いのでしょうか？

A. まず、押さえるべきは、「休日の過ごし方について、原則として、雇用主はそれを禁止する業務指示はできない」ということです。

そのため、休日にコロナ感染リスクの高い行動を取った職員に対して、労働契約上の不利益処分（懲戒処分、降給）や解雇処分などは困難です。もっとも、ある職員が感染リスクの高い行動をしたことを把握しながら、職員をそのまま労働させてしまうことは、他の従業員や利用者に対する安全配慮義務の観点から非常に問題です。そのため、このような職員に対しては、一定期間の自宅待機（平均賃金の全額又は60%以上）や配置転換などで対応することになります。

他、労務管理に関するご相談は随時お受けいたします。お気軽にお問合せください。

『相続・事業承継に強い！頼れる士業・専門家50選2021年度版』に当事務所が掲載されました

6月23日に発行された『相続・事業承継に強い！頼れる士業・専門家50選2021年度版（編集：株式会社実務経営サービス／発行：三和書籍）』に、当事務所が掲載されました。また、本書の一部記事（相続について学ぶ）の監修を代表弁護士の谷 靖介が行いました。

本書では、相続や事業承継において、税金問題をはじめとしたさまざまな問題に直面した際に実績豊富で頼れる法律事務所の一つとしてリーガルプラスをご紹介いただきました。引き続き、より多くのクライアントの皆さまに良質な法律サービスをご提供させていただくというミッションのもと活動をおこなってまいります。



弁護士法人リーガルプラス代表弁護士 東京弁護士会所属
介護法務研究会 (C-LA) 代表 谷 靖介 (たに やすゆき)

石川に生まれ、東京で幼少期を過ごす。1999年明治大学法学部卒業、2004年弁護士登録。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、2005年、実働弁護士ゼロ地域の茨城県鹿嶋市に赴任。翌年には年間500名以上の法律相談を担当し、弁護士不足地域での法務サービスに尽力する。弁護士法人リーガルプラスを設立し、複数の法律事務所を開設し、介護医療事業への法務支援に注力。経営者協会労務法制委員会講師を務めるなど、講演経験やメディア出演も多数。

安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス
〔東京弁護士会所属〕

[発行・お問い合わせ]

弁護士法人リーガルプラス 本部

TEL : 03-6265-1817

電話受付時間：平日10:00~18:00

〒103-0027東京都中央区日本橋3-1-4 日本橋さくらビル2階

<https://www.legalplus-kigyohoumu.net/kaigo/>